



重要

育児休業に入られる方、 育児休業から復帰される方へ

育児休業中の継続利用ルール（育休特例）

- ◆ 育児休業対象のお子さんが、満1歳になった年度末まで利用できます。
それ以降も育児休業を延長される場合は退園となります。
- ◆ 育児休業中は、保育短時間での利用となります。
- ◆ 父・母どちらの育児休業も対象です。

育児休業に入るときの手続き△

- ◆ 育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。
（提出期限：育児休業開始月の20日17時まで）
- ◆ 育児休業開始月の翌月から保育短時間に認定が変更となります。

復職時の手続き△

- ◆ 保育時間は自動では変わりません！
復職月から保育標準時間での利用を希望される場合は、認定区分の
変更手続きが必要です。（提出期限：復職月の前月20日17時まで）

その他の注意事項

- ◆ 育児休業中の転園はできません。
（復職月に合わせての転園申請は可能）
- ◆ 自営業主（手伝い）の方も対象です。
- ◆ 満3歳以上の場合、1号認定への変更も可能です。
（認定こども園をご利用中の方は施設にご相談ください。施設の状況により変更できない場合があります。）



スマホで簡単申請！
「姫路市オンライン手続ポータルサイト」



「認定変更届」

お問い合わせ先
姫路市役所 こども保育課
認定・利用担当 電話：079-221-2313・2366